

下松市指名停止等措置一覧表

令和8年2月2日現在

整理番号	区分	指名停止業者 (下松市処分業者)	所在地	指名停止期間	月数	備考
1	建設工事等	(株)トーニチコンサルタント	東京都	令和8年1月23日～令和8年4月22日	3か月	(独占禁止法違反行為)
2	建設工事等	(株)中央技術コンサルタンツ	東京都	令和8年2月2日～令和8年8月1日	6ヶ月	(競売入札妨害又は談合)
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						